

★補助金、支援金のご案内★

～肥料価格高騰対策事業の募集～

農業用肥料の価格高騰に対する農家支援として、令和4年秋肥(R4.6～10月購入分)について、①国及び県の肥料高騰対策へ申請されている方に加え、②申請されていない方に対しても肥料代の増加分の1割に対して、補助金・支援金の助成を行います。

下記の項目をご確認のうえ、申請願います。不明な点は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

なお、国及び県の肥料高騰対策へ申請されている方につきましては、JAや肥料店から申請いただくこととなります。



支援の対象者①(国や県への申請をされている方)

安芸市内に住所を有する個人又は法人の5戸以上の農業者グループ(JA、肥料取扱店など)
※**国及び県へ申請されている方は、JAや肥料取扱店が申請者となりますので、改めて市に申請する必要はありません。(JAや肥料取扱店から、市支援分が振り込まれることとなります。)**

例えば、対象期間中の肥料代が20万円で、化学肥料の低減の取り組みをする場合は・・・
補助額 = $(200,000円 - (200,000円 \div 上昇率1.4 \div 低減率0.9)) \times 10\% = 4,126円$
※補助額は、国7割、県1割の支援に加え、市が1割を別途支援することになります。

支援の対象者②(国や県への申請をされていない方)

- ・安芸市内に住所を有する個人又は団体で、**国や県の肥料高騰対策の支援を受けていない者**
- ・令和3年中の確定申告において**農業収入が50万円以上の農業者**で、今後も事業の継続の意思がある者。(令和4年中に新規就農した方も含む。)

例えば、対象期間中の肥料代が20万円だった場合は・・・
支援額 = $(200,000円 - (200,000円 \div 上昇率1.4)) \times 10\% = 5,714円$
※市から1割の支援となります。支援額の計算は、国や県の支援を受けられる方とは異なります。

申請の方法

申請書(添付書類も含む)、対象期間に購入された領収書のコピー(種類、数量、金額が記入されているもの)などが必要ですが、まずは、下記までご連絡ください。申請書を郵送します。

申請書提出期限はR5年3月10日(金)です! ※記入例は裏面を参照

問い合わせ先

◆安芸市役所農林課(TEL35-1016)

支援の対象者②（国や県への申請をされていない方）

様式第1号（第5条関係）

申請書記入例

令和 5 年 2 月 10 日

安芸市長 横山 幾夫 様

(申請者) 住 所 **安芸市矢ノ丸1丁目4-40**

(法人名)

氏 名 **安芸 太郎**

連絡先 (0887) 34 - 0000

令和 4 年度安芸市肥料価格高騰対策支援金給付申請兼請求書

令和 4 年度において、安芸市肥料価格高騰対策支援金の給付を受けたいので、安芸市肥料価格高騰対策支援金給付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 支援金申請額

申請額	当年の肥料購入額 - (当年の肥料購入額 ÷ 価格上昇率) × 1/10
17,142 円	600,000 円 - (600,000 円 ÷ 1.4) × 1/10

(申請の対象となる栽培品目・面積)

作物名	面積 (a)	作物名	面積 (a)
ナス	18	ゆず	30 など
水稻	20		

2 振込先

振込先口座	金融機関名	〇〇 銀行・金庫・農協
	支店名	〇〇 支店・店・所
	預金種別	普通・当座
	口座番号	9999999
	フリガナ	アキ タロウ
	口座名義人	安芸 太郎

※各項目の太線枠部分は、必ず御記入ください。

※この申請書は、安芸市において給付決定をした後、支援金の請求書として取り扱います。

裏面に続く

※支援の対象者①(国や県への申請をされている方)は、**改めて市に申請する必要はありません。**

住所、氏名を自署のうえ、連絡先を記載ください。押印は不要です。

添付書類の領収書などで確認します。下記作物への登録肥料が対象です。

農業収入となる作物名及び面積をご記入ください。

振込先の口座をご記入ください。写しも必要です。
※市役所の登録口座でなければ、申請時にお申し出ください。
※申請額の決定後、14日程度で振り込み予定です。

誓約・同意事項への
チェックを忘れずに

添付資料欄へのチェック
のうえ、申請書と一緒に
提出ください。

様式第1号（裏面）

誓約・同意事項（誓約及び同意がない場合は、給付が受けられません。）

次の該当項目全てに誓約し、及び同意します。
↑ (必ずチェックを入れてください。※必須)

- 1 安芸市肥料価格高騰対策支援金の給付要件全てに該当すること。
- 2 給付申請書の記載事項及び証拠書類等に虚偽のないこと。
- 3 関係書類の提出指導、事情聴取及び立ち入り検査等の調査に応じること。
- 4 不正受給等が発覚した場合には、支援金を全額返還すること。
- 5 市職員が給付要件確認のために、関係課への申告状況等を確認すること。

3 添付資料

- 振込先の確認できる預金通帳等の写し
- 2021（令和3）年分の確定申告書第1表（収支内訳表でも可）の控えの写し、もしくは住民税申告書の控えの写し（令和4年中に新規就農した者については、新規就農したことがわかるもの）
- 対象期間中に購入した農業用肥料の種類、品名等が確認できる書類、及び領収書等の写し
- その他市長が必要と認める書類